

11月は年金月間です

# 基礎年金の 国庫負担割合が1/2に

保健医療課国保年金係 80824731158  
三次社会保険事務所 80824623107

## 基礎年金には国庫負担(税金)が含まれる

国民年金は、老齢基礎年金のほか、障害基礎年金、遺族基礎年金が支給されますが、これらの基礎年金には国庫負担(税金)が含まれています。  
法律改正により、平成21年4月以後

## 未納のままにしておく大切な権利を失う

経済的な理由により、保険料を納めることが困難な場合には、保険料の免除制度があります。きちんと免除申請を行っていただければ、全額納付した時にも

このように保険料を未納のままにしておくことは、基礎年金に含まれる国庫負担を受ける大切な権利を失うことにつながります。

らえる老齢基礎年金のうち、一定割合を国が負担してくれます。これが「国庫負担」です。今回の国庫負担割合の増加により、保険料の免除期間について

経済的に保険料を納めることが困難な場合などは、未納のままにせず、必ず免除申請などをしましょう。  
※若年者納付猶予制度と学生納付特例によつて猶予された期間は、追納し

ての将来の年金額が増額されました。  
免除申請などをしていないまま、「未納」扱いとなった期間については、基礎年金を受給するための最低条件である25年の資格期間にも算入されません。また、資格期間が足りたとしても、年金額の計算に国庫負担は適用されません。

なかつた場合、『25年の資格期間』には算入されますが、老齢基礎年金の年金額には反映されない期間となりますので注意してください。(追納していれば、その期間は全額納めた期間として年金額に算入されます)



### 免除期間に対する計算

全額免除、一部納付、全額納付などの納付の履歴は、それぞれの期間の年金額を計算する際、国庫負担分(1/2)以外の残りの部分(1/2)についての計算に影響します。

国庫負担を含めて考えると、それぞれの期間についての年金額は、次の割合で計算されます。

#### 全額免除の期間

0ではなく、全額納めたときの1/2 【1/2(国庫負担分)+1/2(残り)×0(自分で納付した割合)】

#### 1/4納付の期間

全額納めたときの1/4ではなく、5/8 【1/2(国庫負担分)+1/2(残り)×1/4(自分で納付した割合)】

#### 半額納付の期間

全額納めたときの1/2ではなく、3/4 【1/2(国庫負担分)+1/2(残り)×1/2(自分で納付した割合)】

#### 3/4納付の期間

全額納めたときの3/4ではなく、7/8 【1/2(国庫負担分)+1/2(残り)×3/4(自分で納付した割合)】

### 例

20歳から30歳まで10年間全額免除、30歳から40歳まで10年間1/4納付、40歳から55歳まで15年間全額納付、55歳から60歳まで5年間半額納付した場合。

20歳から60歳までの40年間全額納付した場合の基礎年金は満額79万2100円ですので、下記のとおり計算できます。(すべて平成21年4月以降の期間とします。100円未満四捨五入)

|            | 全額免除期間    | 1/4納付期間  | 全額納付期間 | 半額納付期間  |            |
|------------|-----------|----------|--------|---------|------------|
| 満額         | 120月×1/2  | 120月×5/8 | 180月×1 | 60月×3/4 |            |
|            | 【10年】     | 【10年】    | 【15年】  | 【5年】    |            |
| 792,100円 × |           |          |        |         | = 594,100円 |
|            | 480月【40年】 |          |        |         |            |